

共通事項等

1 第一言語が日本語でない方の出願資格について

第一言語が日本語でない者の場合は、(公財)日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」N2以上に合格又は(独)日本学生支援機構が実施する「日本留学試験(日本語)」の読解・聴解・聴読解の合計点が200点以上の日本語能力を証明する書類を提出してください。

2 出願上の注意について

- (1) Webによる出願方法に沿って出願してください。
- (2) 窓口受付時間は、平日午前9時から午後5時までです。土曜・日曜・祝日は受け付けません。
- (3) 一般選抜及び大学入学共通テスト利用選抜志願者は、同一学部内で第2志望の学科を志望できます。
それ以外の入試の場合は第1志望学科のみ選択してください。(人間関係学部のみ)
- (4) 出願手続の完了は、受験票の送付をもって代えます。
- (5) 提出された書類並びに既納の入学検定料は、原則として返還しません。
- (6) 書類の提出後は、記載内容の変更はできません。

3 学力の3要素について

入学者選抜では、学力の3要素について評価します。学力の3要素とは、以下の能力、態度などを指します。

I…知識・技能 II…思考力・判断力・表現力 III…主体性を持ち、多様な人々と協働しつつ学習する態度(主体性・多様性・協働性)

4 受験上の注意について

- (1) 試験室には、受験票・筆記用具・時計及び貴重品以外の持ち込みはできません。
- (2) 受験票は、机上の見やすい所に置いてください。また、面接時には携行してください。
- (3) 試験開始後20分以上遅刻した者の受験は認めません。
- (4) 遅刻した者及び受験票を忘れて紛失した者は、直ちに入試広報課に申し出てください。

5 人間関係学部のコース所属について

- (1) 心理臨床学科は、3年次から心理臨床実践、社会産業心理、学校教育心理、精神保健福祉のいずれかのコースに所属します。コースへの所属は、原則として、本人の希望にもとづいて行われますが、各コースには受け入れ可能な人数に上限が設定されています。したがって、上記のうち心理臨床実践、精神保健福祉コースを希望した場合、2年次までの成績等によって選抜が行われます。また、この2コースへの編入学・転入学はできません。(編入学・転入学希望者(社会産業心理、学校教育心理コース)は、事前に相談してください。)
- (2) 人間文化学科は、2年次から本人の希望に基づき、日本語日本文学、英語英米文化、歴史地理のいずれかのコースに所属します。

6 障がい等を有する入学志願者の事前相談について

障がい等がある場合又は病気療養中など、受験上及び修学上特別な配慮を希望する場合は、できるだけ早めに相談してください。補聴器、松葉杖、車椅子等を使用している場合も相談してください。

(注) 障がい等とは、学校教育法施行令第22条の3の規定に準拠した「視覚障害」「聴覚障害」「肢体不自由」「病弱」、及び発達障害者支援法施行令(平成17年4月1日政令第150号)に準拠した「発達障害」です。

1 相談期間

原則として、各入試の出願開始の2週間前までとします。

※相談の内容によっては対応に時間を要することがあり、試験日までに対応できず特別な配慮が講じられないこともあります。

2 相談方法

- ① 電話などにより事前に相談してください。
- ② 「受験上の配慮申請書」を提出してください。

※大学入試センターより「受験上の配慮事項決定通知書」の交付を受けた場合は、その写しを添付してください。

7 個人情報の取扱いについて

出願にあたって知り得た氏名、住所その他の個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績の個人情報については、本学入学者選抜及びこれに付随する事項並びに入学後の学務業務における学籍・成績管理、修学指導及び授業料の債権管理等を行うためのみに利用し、他の目的には利用しません。

なお、入試区分によっては承諾者に限り、入試結果を出身高等学校等へ通知することがあります。通知を承諾するか否かは、出願時に確認します。

8 入学前課題について

本学の入学試験に合格し、入学手続きを行った者に対しては、入学までに取り組むべき学習課題を提供し、入学後の大学での学びのための準備をしてもらいます。

9 学費等納付金について

入学年度の学費、委託徴収金

区 分		前期（入学手続き時）	後期（10月納入）	初年度納付金総額
学 費	入 学 金	150,000 円	—	150,000 円
	授 業 料	300,000 円	300,000 円	600,000 円
	教育充実費	132,500 円	132,500 円	265,000 円
	小 計	582,500 円	432,500 円	1,015,000 円
委託徴収金	後 援 会 費	15,000 円	—	15,000 円
	学 友 会 費	15,000 円	—	15,000 円
	学生保険料	4,660 円	—	4,660 円
	小 計	34,660 円	—	34,660 円
合 計	617,160 円	432,500 円	1,049,660 円	

次年度以降の学費、委託徴収金

区 分		前期（4月納入）	後期（10月納入）	納付金総額
学 費	授 業 料	300,000 円	300,000 円	600,000 円
	教育充実費	132,500 円	132,500 円	265,000 円
	小 計	432,500 円	432,500 円	865,000 円
委託徴収金	後 援 会 費	10,000 円	—	10,000 円
	小 計	10,000 円	—	10,000 円
合 計	442,500 円	432,500 円	875,000 円	

(注)

- (1) 本学に2人以上（本人を含め）在学している兄弟姉妹等のうち、最も高学年の者の授業料を半額免除します。ただし、減免期間は学則に定める修業年限内とします。
- (2) 志學館学園が設置する高等学校・短期大学から引き続き入学する者には、入学金等減免措置があります。
- (3) 社会人特別選抜試験入学者は、入学金を半額免除します。
- (4) 入学辞退について

納入された入学諸費用は、原則として返還しません。ただし、本学に入学諸費用を納入した後、やむを得ない理由により、指定の期日までに所定の手続きにより入学辞退を届け出た者には、入学金を除く学費と委託徴収金を返還します。手続きの詳細は、合格者へ送付する「入学手続きのしおり」を参照してください。

10 特待生制度について

■趣旨

授業料及び入学金の全額又は一部を免除することによって、学生を支援する制度です。

■種類

入学時に採用される特待生には以下の区分があります。

- (1) 学業特待生（専願）
- (2) 成績上位特待生
- (3) 技能特待生（専願）
- (4) 地域特待生

■特待生の区分等

特待生区分	減免額	減免期間	採用予定数	選考結果通知
特待 S	授業料全額	4 年間 (毎年度末継続審査有)	本学が当該年度に定める人数	合否発表時
特待 A	〃 1/2額			
特待 B	〃 1/4額			
特待 C	入学金全額	入学手続き時		
特待 D	〃 1/2額			

■特待生資格の継続審査

特待生として入学した場合、毎年度末に継続審査を受けます。下記に該当する場合は特待生資格が停止又は取消になります。なお、在学中に他大学に編転入学した場合は、採用時に遡って資格を取り消します。

(1) 学業特待生 (2) 成績上位特待生	・修得単位数が標準修得単位数（124単位を4で除した数に、該当する学年数を乗じた数が標準修得単位数）未満の者又は秀、優及び良の数が修得科目数の3分の2未満の者
(3) 技能特待生	・修得単位数が標準修得単位数未満の者又は大学の所属サークル指導者によるサークル活動取組状況の年間評価が不可の者
(4) 地域特待生	・修得単位数が標準修得単位数未満の者又は秀、優及び良の数が修得科目数の3分の1未満の者

■特待生の概要

(1) 学業特待生（専願）

申請資格	次の各号のすべてに該当する者 ① 高等学校等を令和5年3月に卒業見込みの者 ② 本学を専願（合格した場合必ず本学に入学）する者 ③ 学業成績が出身高等学校の学年全体（学科・コース別でも可）の20%以内にある者 ④ 高等学校長が推薦する者
申請書類	1 特待生願書 2 高等学校長の特待生推薦書 } 本学ホームページよりダウンロードしてください。
申請方法	出願書類とともに本学に提出してください。
対象者	入試成績及び調査書等を総合的に判断し、特待生の資格が付与されます（若干名）。
対象入試	・総合型選抜Ⅰ期 ・総合型選抜Ⅱ期 ・学校推薦型選抜（指定校制） ・学校推薦型選抜（一般）

(2) 成績上位特待生

対象者	下記区分の入試において、入試成績及び調査書等を総合的に判断し、上位の者に特待生の資格が付与されます。なお、受験生による手続は不要です。
対象入試	・一般選抜前期 ・大学入学共通テスト利用選抜 A 方式 ・大学入学共通テスト利用選抜 B 方式 ・大学入学共通テスト利用選抜 C 方式

(3) 技能特待生（専願）

対象サークル団体	陸上競技、剣道、ラグビー、バレーボール、卓球、ソフトテニス
申請資格	「スポーツ総合型選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）」の出願資格（1～3）に加え、以下の各号についても該当する者 ① 本学が指定するスポーツにおいて、全国大会・都道府県大会・地区大会等で活躍し、かつ、優秀な成績をおさめた実績のある者又は本学がそれと同等の技能を有すると認められた者 ② 本学スポーツサークル指導者と事前に面談を行い、入学後も当該スポーツサークル団体に所属し、本学に貢献しうる者として認められた者
申請書類	1 特待生願書 2 高等学校長の特待生推薦書 } 本学ホームページよりダウンロードしてください。 3 競技成績書 4 競技成績を証明する資料 ※3・4の様式については本学スポーツサークル指導者が志願者に直接渡します。
申請方法	出願書類とともに本学に提出してください。
対象入試	・スポーツ総合型選抜Ⅰ期 ・スポーツ総合型選抜Ⅱ期

(4) 地域特待生

対象者	鹿児島県奄美市・大島郡地区、種子島・屋久島地区及び沖縄県の高等学校を令和5年3月に卒業見込みの者（通信制課程は除きます）に、入試成績により特待生の資格が付与されます。なお、受験生による手続きは不要です。
対象入試	すべての入試区分

11 長期履修学生制度について

長期履修学生制度とは、職業又は家事に従事している等の事情により、通常の修業年限4年間を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業できる制度です。本人の申請に基づき審査を行いますので、入学手続時に学務課に問い合わせてください。

- (1) この制度による就業年限は5年以上8年以内（編入学の場合は、3年以上6年以内）の範囲内で申請することができます。
- (2) 年間に履修できる単位数の上限は、卒業に必要な単位数について30単位です（卒業に必要な単位数は124単位）。
- (3) 1年間に納入する学費は、4年間（編入学の場合は2年間）に納入すべき授業料及び教育充実費の総額を、個別に認められた修業年限数に応じてその年数で除した額です。

12 入学前の既修得単位の認定について

他の大学、短期大学、高等専門学校専攻科等の学修を、本学における履修とみなし、単位を与えられる場合があります。また、大学以外の教育施設等（外国の大学等を含む）で行われた技能・資格（外国語技能検定等）に係る学修についても単位認定する場合があります。詳細については、お問い合わせください。

13 出願後の住所変更について

出願後に住所・電話番号等の変更が生じた場合には、「個人情報変更届」を郵送してください。「個人情報変更届」の様式は、本学ホームページよりダウンロードしてください。

送付先 志学館大学 入試広報課 〒890-8504 鹿児島県鹿児島市紫原一丁目59-1

14 合格発表について

合格者の発表は以下の方法で行います。

- ① 郵送 ※合格通知書の到着は、居住地域によって異なります。
- ② Web 掲載（本学ホームページ掲載） URL: <http://www.shigakukan.ac.jp/>

※ホームページの保守・点検については細心の注意を払っていますが、悪意のある侵入者による『内容の書き換え』といった被害を完全に防ぐことはできません。合格者の発表は、合格者本人宛に発送する『合格通知書』が正式なものですので、必ず『合格通知書』で確認してください。

※『合格通知書』及び入学関係書類は、発表日に発送します。発表日に自宅に届くものではありません。

※電話・メール等による可否の問い合わせには一切答えることができません。

15 本学ホームページよりダウンロード可能な様式について

- ① 推薦書
- ② 特待生願書
- ③ 特待生推薦書
- ④ 自己推薦書（総合型選抜用）
- ⑤ 自己推薦書（スポーツ総合型選抜用）
- ⑥ 活動報告書
- ⑦ 宛名ラベル＋出願書類チェックリスト
- ⑧ 個人情報変更届
- ⑨ 受験上の配慮申請書

16 奨学金について

給付型奨学金

1) 志學館学園奨学金

1年次前期末試験終了後に募集し、選考により月額24,000円を支給します。

第1種奨学金	学業及び人物が特に優れている者
第2種奨学金	スポーツ、その他で特に優れた技能を有する者
第3種奨学金	学業及び人物が優れており、かつ、経済的理由により修学が困難な者

貸与型奨学金

2) 日本学生支援機構(JASSO)

無利息の第一種奨学金と有利子の第二種奨学金があります。学業成績及び家計状況を勘案し、日本学生支援機構が選考のうえ採否を決定します。奨学金は貸与であり、返還の義務があります。

第一種奨学金[無利息]	自宅通学	月額20,000円～40,000円／月額54,000円
	自宅外通学	月額20,000円～50,000円／月額64,000円
第二種奨学金[有利子]	月額20,000円～月額120,000円	

①学業等に係る基準

本奨学金に出願するには、次のいずれかに該当する必要があります。

第一種奨学金(併用貸与含む)

1. 高等学校又は専修学校高等課程最終2ヶ年の成績の平均が3.5以上であること。
2. 1.の基準を満たさない場合であっても、生計維持者の住民税が非課税(市区町村民税所得割額が0円)である者、生活保護受給世帯の者又は社会的養護を必要とする者(児童養護施設等入所者、里親による養育を受けている者等)であって、次のア又はイのいずれかに該当する者。
 - ア 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
 - イ 学修に意欲があり、特に優れた学習成績を修める見込みがあること。
3. 高等学校卒業程度認定試験合格者であること。

第二種奨学金

1. 出身学校における成績が平均水準以上と認められること。
2. 特定の分野で特に優れた資質能力を有すると認められること。
3. 学修に意欲があり学業を確実に修了できる見込みがあると認められること。
4. 高等学校卒業程度認定試験合格者で、上記1～3のいずれかに準ずると認められること。

②家計に係る基準

収入情報は原則として、マイナンバーにより自治体等から取得して、家計基準の判定をします。

■継続審査(適格認定)

給付奨学金、貸与奨学金どちらも採用後は、毎年度末、継続審査(適格認定)が行われ、次年度の採用の可否が判定されます。

3) 地方公共団体・民間育英団体奨学金

奨学生募集の通知があった場合に掲示します。地方公共団体によるものについては、各自で問い合わせてください。

民間育英団体が行う奨学金制度の例

奨学金の種類	金額	貸与・給付
山本奨学会	月額20,000円	貸与型 ※返還免除制度あり
壽崎育英財団	月額10,000円	給付型
清川秋夫育英奨学財団	年額150,000円	一括給付
上野カネ奨学会	月額60,000円	貸与型 ※返還免除制度あり
加根又奨学会	月額50,000円	貸与型 ※返還免除制度あり

17 国の修学支援新制度について

本学は、高等教育の修学支援新制度の支援対象機関として、2019年9月20日文部科学省より認定されています。

2020年4月から、国の修学支援新制度が始まりました。この制度は、国が経済的に困難で修学に意欲のある学生を対象に、質の高い教育を実施する大学等で修学することができるよう支援する制度です。対象者には、授業料減免及び入学金の減免と給付型奨学金の支給が併せて行われます。



制度の内容

修学支援新制度は「①授業料・入学金の減免」「②給付型奨学金の支給」の2つの支援からなります。

① 授業料・入学金の減免

区分	入学金減免額	授業料減免額
第Ⅰ区分(全額)	15万円	60万円
第Ⅱ区分(2/3)	10万円	40万円
第Ⅲ区分(1/3)	5万円	20万円

+

② 給付型奨学金の支給(月額)

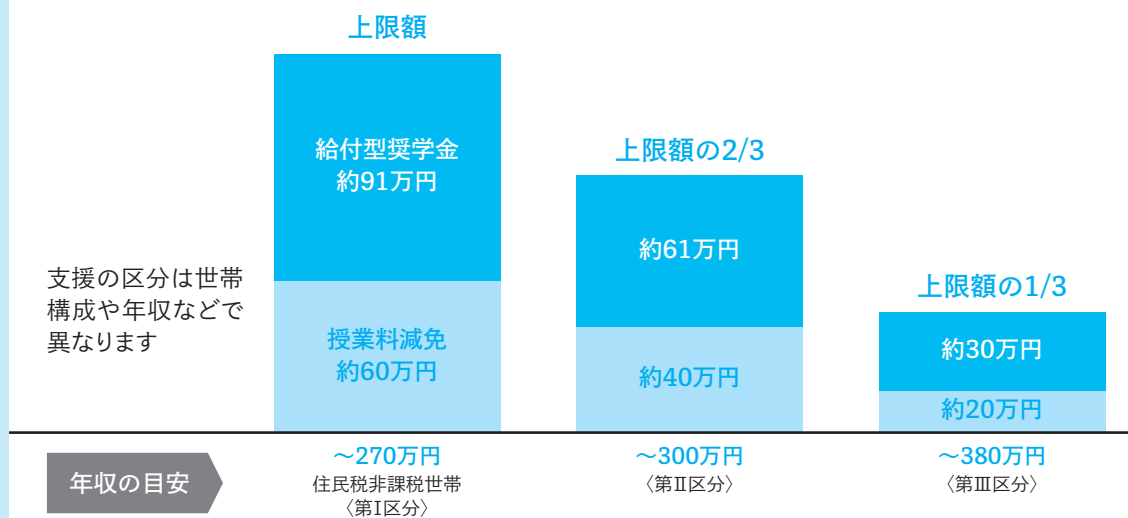
区分	自宅通学	自宅外通学
第Ⅰ区分	38,300円 (42,500円)	75,800円
第Ⅱ区分	25,600円 (28,400円)	50,600円
第Ⅲ区分	12,800円 (14,200円)	25,300円

※()内は生活保護世帯で自宅から通学する学生及び、児童養護施設等から通学する学生の金額です。

【例】家計に係る基準の目安

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族(本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生)で、本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



支援を受けるには(採用要件)

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。高等学校や大学等ごとの人数制限(推薦枠)はありません。

① 学業等に係る基準



進学先で学ぶ意欲がある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

進学後にしっかり勉強しなかった場合には、支援が打ち切られます。

次のいずれかに該当する必要があります。

1. 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること又は入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること。
2. 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること。
3. 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること。

② 家計に係る基準



世帯収入や資産の要件を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

基準を満たす世帯年収は、家族構成により異なります。

どのくらいの収入の世帯が対象となるか、どれくらいの給付型奨学金が受けられるかは、日本学生支援機構(JASSO)の進学資金シミュレーターでシミュレーションすることができます。

進学資金シミュレーター



自分が支援の対象かどうか調べてみよう。

新型コロナウイルス感染症の影響で世帯(父母等)の収入が大きく減った方は、「家計の急変」としてお申し込みができます。

急変後の所得(見込)で、所得基準を判定します。(JASSOの進学資金シミュレーターで確認してください)

主なスケジュール

2023年4月から支援を受けようとする場合のスケジュールは下記のとおりです。

	事前準備	文部科学省やJASSOのWebサイトで、制度の詳しい内容や自分が対象であるかを確認します。対象であると思われる場合は、学校で申込書類を受け取ります。
2022年4月～	給付型奨学金申し込み	学校に必要な書類を提出し、インターネットで申し込みます。また、マイナンバー(本人分・保護者分)をJASSOに提出します。※申込期間は学校により異なるので、在学中の学校に確認してください。
10月頃	通知	支援の対象となった場合は通知が届きます(予約採用の候補者決定通知)。JASSOから給付型奨学金の支援対象として認められた人は、進学後に別途申し込むことで、大学等の授業料・入学金の支援も受けられます。
2023年4月	進学届・減免申し込み	入学後、インターネットで進学届を提出します。授業料・入学金の減免は、本学に申し込みます。
	支援の開始	奨学金の最初の振込は4月又は5月です。授業料や入学金も減免されます。

毎年6月に更新される所得(住民税)情報で区分が判定されるので、例えば高校生のときに申し込んで対象外だった場合も、進学後(秋以降)に申し込んで支援対象となる可能性があります。

※制度(内容)が変更される場合があるので、文部科学省又はJASSOのホームページで確認してください。